

地域医療支援病院について

1. 趣旨

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院として、平成9年の医療法改正において創設（都道府県知事が個別に承認）。

2. 主な機能

- ・ 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- ・ 医療機器の共同利用の実施
- ・ 救急医療の提供
- ・ 地域の医療従事者に対する研修の実施

3. 承認要件

- ・ 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- ・ 紹介患者中心の医療を提供していること。具体的には、次のいずれかの場合に該当すること。
 - ア）紹介率が80%以上であること
 - イ）紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること
 - ウ）紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること
- ・ 救急医療を提供する能力を有すること
- ・ 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- ・ 地域医療従事者に対する研修を行っていること
- ・ 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること等

4. 本県における地域医療支援病院の取扱方針

平成 14 年 9 月 6 日愛知県医療審議会医療計画部会承認

平成 29 年 8 月 10 日修正

- 1 地域医療支援病院については、原則として各医療圏に 1 か所以上の地域医療支援病院を承認することを最終目標とし、関係者の合意形成に努めるものとする。
- 2 地域医療支援病院の要件は、平成 10 年 5 月 19 日付け健政発第 639 号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知「医療法の一部を改正する法律の施行について」による。
- 3 地域医療支援病院の承認に当たっては、制度の趣旨にかんがみ、各医療圏の関係者の意見を聴くものとするが、その意見の聴取は、圏域保健医療福祉推進会議において行うものとする。医療法施行細則（昭和 35 年 12 月 10 日愛知県規則第 54 号）の様式第 14 号の地域医療支援病院名称承認申請書については、圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取を行った後に、提出させるものとする。
- 4 地域医療支援病院の承認に当たっては、保健所、医務課は、相互に連携するとともに、当該医療圏の関係者と十分な連携を図って、事務を進めるものとする。